

○紀の川市市民協働提案事業補助金交付要綱

令和5年11月24日
告示第161号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域課題又は行政課題を協働の視点で解決を目指す市民活動を支援し、市民活動団体（紀の川市市民団体登録要綱（令和5年紀の川市告示第68号）第2条に規定する市民活動団体をいう。以下同じ。）の自立及び市民活動の活性化を促進するため、市民活動団体が提案し実施する事業に対し、予算の範囲内において市民協働提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の提案を市長にすることができる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 紀の川市市民活動団体登録要綱に基づいて紀の川市市民活動団体登録名簿に登録されていること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有すること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 市から組織運営に関する補助金を交付されていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施する事業であり、市民活動団体の自発性及び自主性に基づいた公益の増進に寄与するものであること。
- (2) 事業を提案した市民活動団体が、他団体と協働して実施するものであること。
- (3) 市民活動団体自らが設定する課題を解決に導く具体的な効果が期待できるものであること。
- (4) 予算の見積り等が適正であること。
- (5) 紀の川市長期総合計画及び紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性に沿ったものであること。
- (6) 専ら営利を目的としないものであること。
- (7) 法令等に違反するものでないこと。
- (8) 事業を行う団体の会員相互の共益的若しくは互助的な活動、趣味又は娯楽のみを目的とするものでないこと。
- (9) 公序良俗に反するものでないこと。
- (10) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。

(11) 単年度で完結するものであること。

(12) 市又は他の団体から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施期間内において当該補助対象事業に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、別表に定める経費とする。

(補助対象事業の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、紀の川市市民協働提案事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 提案事業実施計画書（様式第2号）

(2) 提案事業収支予算書（様式第3号）

(3) 事業内容を示す書類（任意様式）

(4) その他、市長が必要と認める書類

(委員会の設置)

第6条 市長は、申請書に記載された事業（以下「提案事業」という。）の審査を適正かつ円滑に推進するため、紀の川市市民協働提案事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は企画部長をもって充てる。

4 委員は、提案事業の内容に関係する部課から委員長が指名する者をもって充てる。

(審査及び決定)

第7条 市長は、提案事業について、委員会による審査を行うため、公開のプレゼンテーション（以下「公開プレゼンテーション」という。）を開催するものとする。

2 申請者又はその代理人は、公開プレゼンテーションに出席し、提案事業について説明を行わなければならない。

3 委員会は、第5条に規定する書類及び公開プレゼンテーションの内容に基づき、提案事業の審査を行い、審査結果を市長に提出するものとする。

4 市長は、委員会の審査結果を受けて、提案事業について採択又は不採択の決定をしたときは、紀の川市市民協働提案事業決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請及び決定)

第8条 前条の規定により採択の決定通知を受けた申請者は、紀の川市市民協働提案事業補助金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可

否を決定したときは、紀の川市市民協働提案事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業の開始及び完了時期）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業に着手し、交付決定を受けた年度の3月末日までに完了しなければならない。

（補助金額）

第10条 交付決定を受けた事業の補助金の交付金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、提案事業1件当たり50万円を上限とする。

（事業計画の変更）

第11条 交付決定者は、やむを得ない理由により提案事業の計画に変更（廃止を含む。）が生じた場合においては、紀の川市市民協働提案事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、変更内容等を審査し承認したときは、紀の川市市民協働提案事業変更承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第12条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業の完了から30日以内に紀の川市市民協働提案事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 提案事業収支決算書（様式第10号）
- (2) 提案事業の実施に要した費用の領収書その他の支出を証する書面の写し
- (3) 提案事業の成果が確認できる記録写真等

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付する補助金の額を確定し、紀の川市市民協働提案事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の通知を受けた交付決定者は、紀の川市市民協働提案事業補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の交付を請求するものとする。

（成果の公表）

第15条 市長は、広く市民活動を促進するため、提案事業の成果を市ホームページ等により市民に公表するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	経費の種類
報償費	講師への謝礼（補助対象団体の構成員に対するものは除く。）
旅費	講師等交通費
需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、保険料、広告料等
使用料及び賃借料	建物等の使用料、機材レンタル料等
委託料	会場警備業務、人員誘導、整理業務等の事業の実施に直接必要なもので、外部に委託するための経費
手数料	振込手数料等
その他の経費	事業の性質上、市長が特に必要と認める経費